



鳥取県公報

平成13年 3月30日(金)

号外第36号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (25) (職員課) 1

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

1 法令等の制定改廃等による改正

児童虐待の防止等に関する法律の制定など、根拠法令の制定改廃等により所要の規定の整備を行うこととした。

2 組織改正による改正

部の外に防災監を置くこと、日野総合事務所を新設することその他の組織改正に伴い所要の規定の整備を行うこととした。

3 権限配分の見直しによる改正

(1) 次に掲げる事項を地方機関の長の委任決裁事項とすることとした。

ア 介護保険法に基づく保険医療機関又は保険薬局の開設者からの別段の申出の受理 (現行 課長の専決事項)

イ 介護保険法に基づく介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設の開設者からの別段の申出の受理 (現行 課長の専決事項)

ウ 母子及び寡婦福祉法施行令に基づく貸付金 (母子福祉団体に係るものを除く。)の一時償還の決定 (現行 課長の専決事項)

エ 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例に基づく授業料、入学選抜手数料及び入学金の減免 (現行 部長の専決事項)

オ 鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例に基づく授業料、入学金及び入学選抜手数料の減免 (現行 部長の専決事項)

4 その他

(1) 工事の起工の決定等に係る事務処理権限の区分を次のように改めることとした。

区 分	改 正 後	現 行
知事	請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの
本庁の部長	請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの	請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの
本庁の課長	請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの	請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの
地方機関の長	請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの

(2) 本庁における会計に関する事務のうち支出負担行為及び支出命令に係る事務処理権限の区分を次のよ

うに改めることとした。

区 分		改 正 後	現 行
支出負担行為	部長	2,000万円以上のもの	500万円以上のもの
	課長	2,000万円未満のもの	500万円未満のもの
支 出 命 令	課長	1,000万円以上のもの	200万円以上のもの
	課長補佐	1,000万円未満のもの	200万円未満のもの

(3) 所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日

この規則は、平成13年4月1日から施行すること。ただし、鳥取県立鳥取二十世紀記念館に係る改正は平成13年4月27日から、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に係る改正は、同法第5章の規定の施行の日から、鳥取県立倉吉未来中心に係る改正は平成13年4月21日から施行することとした。

規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第25号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項、表の細目及び別表の細目の表示に下線が引かれた項、表の細目及び別表の細目（以下「移動項等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中項、表の細目及び別表の細目の表示に下線が引かれた項、表の細目及び別表の細目（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（表の細目及び別表の細目の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（表の細目及び別表の細目の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後

(定義)
第2条 略
(1)～(9) 略
(10) 本庁 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第2条第2項に規定する本庁をいう。
(11) 略
(12) 課内室長 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる法政室、福利厚生室、分権推進室、国内交流推進室、人材開発推進室、工務検査室、通称・中山間地域振興室、企画戦略室、介護保険室、経済政策室、企業立地推進室、自然エネルギー開発推進室、雇用政策室、団体検査室、地産地消推進室、専門技術員、林業専門技術員、水産振興室、企画技術室、土木防災室、高速道路推進室、緑地公園室、下水道及び各種企画室の長をいう。
(13) 略
(14) 部長・局長又は課長 それぞれ組織規則第15条第1項の規定により置かれる部・局又は課の長をいう。
(15) 防災監 組織規則第8条第8項の規定により置かれる防災監をいう。
(16) 総合事務所の局長 組織規則第26条の3第1項の表の左欄に掲げる局長をいう。

(専決事項)
第4条 本庁の部長、課長及び総括補佐並びに地方機関の長の共通の専決事項は、それぞれ、別表第1の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。この場合において、防災監の所掌する事務については、同表中「部長」とあるのは「防災監」と、「国民文化振興委員会の所掌する事務」については、同表中「課長」とあるのは「局長」と、「総括補佐」とあるのは「次長」と読み替えるものとする。
3 防災監、文化観光局及び水産振興局の事務に係る部長、防災監、局長及び課長の個別の専決事項は、それぞれ、別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。
4 略
5 地方機関の長及び総合事務所の局長の個別の専決事項は、別表第2及び別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。この場合において、当該事項に係る専決権者は、これらの表の地方機関の長又は総合事務所の局長の名称の欄に掲げる者とする。
6 略

(委任決裁事項)
第6条 知事は、別表第1から別表第3までの事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に○印により定めるところにより、その権限に属する事務の一部を当該○印を付けた者に委任する。この場合において、地方機関においては、当該事務に係る委任決裁権者は、これらの表の地方機関の長又は総合事務所の局長の名称の欄に掲げる者とする。

(代決)
第8条 代決は、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

本庁又は地方機関の別	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
1 本庁	(1)及び(2) 略		
	(3) 防災監	主務課長	
	(4) 局長	課を置く局 主務課長 課を置かない局 次長	
	(5) 略		
	(6) 略		
	(7) 略		
	2 地方機関	(1) 次長、副局長又は副所長及び課を置く地方機関の長	次長、副局長又は副所長
(2) 次長、副局長又は副所長を置く地方機関の長		次長、副局長又は副所長	
(3) 届任を置く地方機関の長		届任	副局長
(4) 課を置く地方機関の長		庶務に関する事務を行う課長	主務課長
(5) (1)から(4)までに掲げる地方機関以外の地方機関の長		地方機関の長があらかじめ定める上席の吏員	

2及び3 略

(地方機関の長等の権限の執行等)
第11条 地方機関の長又は総合事務所の局長は、この規則により委任された事務の一部の処理について、知事の承認を得て所属職員に地方機関の長又は総合事務所の局長の名において決裁させることができる。
2 前項の規定により事務を決裁することとした職員が不在のときは、あらかじめ地方機関の長又は総合事務所の局長が知事の承認を得て定める職員にその事務を代決させることができる。

附 則
1～4 略
5 当分の間、第6条及び第11条の規定にかかわらず、東部健康福祉センター所長は、別表第1の定めるところにより委任された事務のうち東部健康福祉センター八頭地域保健福祉センターに係るもの及び西の支所命に係るものについては、東部健康福祉センター八頭地域保健福祉センター当該職員の名において決裁させるものとする。
6 当分の間、第6条、別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、これらの規定により日野総合事務所に委任することとされている事務のうち500万円未満の支出負担行為に係るもの及び200万円未満の支出命に係るものについては、日野総合事務所所長、日野総合事務所保健福祉部長、日野総合事務所農林局長又は日野総合事務所農林水産部長にそれぞれ委任するものとする。

別表第1(第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係)
共通事項に係る事務処理権限

事 項	事務 処 理 権 限 の 区 分					
	専 決 権 者		委 任 決 裁 権 者			
種 類	内 容	知事	部長・課長	総括補佐の長	部長・課長	総括補佐の長
一 公文書に関する	1 略					

改正前

(定義)
第2条 略
(1)～(9) 略
(10) 本庁 鳥取県行政組織規則(昭和39年3月鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第2条第2項に規定する本庁をいう。
(11) 略
(12) 課内室長 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる行政体制整備室、分権推進室、国内交流推進室、人材開発推進室、介護保険室、環境計画室、国民活動推進室、経済政策室、企業立地推進室、観光宣伝室、雇用政策室、団体検査室、専門技術員、林業専門技術員、水産振興室、企画室、高速道路推進室、緑地公園室、下水道室及び各種企画室の長をいう。
(13) 略
(14) 部長又は課長 それぞれ組織規則第15条第1項の規定により置かれる部又は課の長をいう。
(15) 係長 組織規則第15条第5項の規定により置かれる課の内部組織の長(課内室長を除く。)をいう。
(16) 局長 水産振興局設置規則(平成11年6月鳥取県規則第45号)第3条の規定により置かれる局長をいう。

(専決事項)
第4条 本庁の部長、課長、総括補佐及び係長並びに地方機関の長の共通の専決事項は、それぞれ、別表第1の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。
2 略
3 水産振興局の事務に係る部長、局長及び課長の個別の専決事項は、それぞれ、別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。
4 略
5 地方機関の長の個別の専決事項は、別表第2及び別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。この場合において、当該事項に係る専決権者は、これらの表の地方機関の長の名称の欄に掲げる者とする。
6 略

(委任決裁事項)
第6条 知事は、別表第1から別表第3までの事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に○印により定めるところにより、その権限に属する事務の一部を当該○印を付けた者に委任する。この場合において、地方機関においては、当該事務に係る委任決裁権者は、これらの表の地方機関の長の名称の欄に掲げる者とする。

(代決)
第8条 代決は、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

本庁又は地方機関の別	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
1 本庁	(1)及び(2) 略		
	(3) 局長	主務課長	
	(4) 略		
	(5) 略		
	(6) 略		
	(7) 係長	課長があらかじめ定める上席の吏員	
	2 地方機関	(1) 次長、副局長又は副所長及び課を置く地方機関の長	次長、副局長又は副所長
(2) 次長、副局長又は副所長を置く地方機関の長		次長、副局長又は副所長	
(3) 課を置く地方機関の長		庶務に関する事務を行う課長	主務課長
(4) (1)から(3)までに掲げる地方機関以外の地方機関の長		地方機関の長があらかじめ定める上席の吏員	

2及び3 略

(地方機関の長等の権限の執行等)
第11条 地方機関の長は、この規則により委任された事務の一部の処理について、知事の承認を得て所属職員に地方機関の長の名において決裁させることができる。
2 前項の規定により事務を決裁することとした職員が不在のときは、あらかじめ地方機関の長が知事の承認を得て定める職員にその事務を代決させることができる。

附 則
1～4 略
5 当分の間、第6条及び第11条の規定にかかわらず、東部健康福祉センター所長及び西部健康福祉センター所長は、別表第1の定めるところにより委任された事務のうち東部健康福祉センター八頭地域保健福祉センター及び西部健康福祉センターに係るもの及び西の支所命に係るものについては、それぞれ東部健康福祉センター八頭地域保健福祉センター及び西部健康福祉センター当該職員の名において決裁させるものとする。

別表第1(第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係)
共通事項に係る事務処理権限

事 項	事務 処 理 権 限 の 区 分					
	専 決 権 者		委 任 決 裁 権 者			
種 類	内 容	知事	部長・課長	総括補佐の長	部長・課長	総括補佐の長
一 公文書に関する	1 略					

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係)

個別事項に係る事務処理権限

所 属 名	事 項		事務処理権限の区分						地方機関の 長又は総務課 長の名称
			知事	専 決 権 者		委 任 決 裁 権 者			
				部長	課長	部長	課長		
総務課	一及び一の二 略								
二 鳥取県立 公文書館管 理規則(平 成2年鳥取 県規則第47 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 略								
三 略									
四 私立学校 法(昭和24 年法律第27 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1～3 略								
	4 同法第26条第2項(同法第24条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人が行う収益を目的とする事業の種類の決定		○						
	5 同法第31条第1項(同法第24条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人の寄附行為の認可		○						
	6 同法第32条第1項(同法第24条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人を設立しようとする者が死亡した場合における学校法人の設立の認可申請事項の設定		○						
	7 同法第45条(同法第24条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人の寄附行為の変更の認可		○						
	8 同法第49条(同法第24条第5項において準用する場合を含む。)において準用する民法第56条又は第57条の規定による学校法人の役員又は特別代理人の選任		○						
	9 同法第50条第2項(同法第24条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人の解散の認可又は認定		○						
	10 同法第50条第4項(同法第24条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人の解散の届出の受理			○					
	11 同法第52条第2項(同法第24条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人の合併の認可		○						
	12 同法第58条(同法第24条第5項において準用する場合を含む。)において準用する民法第77条第2項の規定による清算中の氏名等の届出の受理			○					
	13 同法第58条(同法第24条第5項において準用する場合を含む。)			○					

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係)

個別事項に係る事務処理権限

所 属 名	事 項		事務処理権限の区分						地方機関の 長 の 名 称
			知事	専 決 権 者		委 任 決 裁 権 者			
				部長	課長	部長	課長		
総務課	一及び一の二 略								
二 鳥取県立 公文書館管 理規則(平 成2年鳥取 県規則第47 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 略								
三 略									
四 私立学校 法(昭和24 年法律第27 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1～3 略								
	4 同法第26条第2項の規定による学校法人が行う収益を目的とする事業の種類の決定		○						
	5 同法第31条第1項の規定による学校法人の寄附行為の認可		○						
	6 同法第32条第1項の規定による学校法人を設立しようとする者が死亡した場合における学校法人の設立の認可申請事項の設定		○						
	7 同法第45条の規定による学校法人の寄附行為の変更の認可		○						
	8 同法第49条において準用する同法第56条又は第57条の規定による学校法人の役員又は特別代理人の選任		○						
	9 同法第50条第2項の規定による学校法人の解散の認可又は認定		○						
	10 同法第50条第4項の規定による学校法人の解散の届出の受理			○					
	11 同法第52条第2項の規定による学校法人の合併の認可		○						
	12 同法第58条において準用する民法第77条第2項の規定による清算中の氏名等の届出の受理			○					
	13 同法第58条において準用する民法第83条の規定による清算			○					

二 略											
三 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務	1及び2 略 3 次に掲げる者の任免及び給与の決定 (一) 就任について議会の同意とすることを必要とする職の職員 (二) (一)に掲げる職員以外の執行機関の委員 (三) 専門委員 (四) 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員(人事関係事務手続き要領別表第1に掲げる非常勤職員に限る。)に係るもの										
四 職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則11号)に基づく知事の権限に属する事務	1～5 略										
五 略											
六 職員の給与に関する事務	1 略 2 同条例第16条の7の2の規定による勤続手当の支給総額の決定										
七～十五 略											
十六 知事等の退職手当の支給に関する規則(昭和37年鳥取県規則第74号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略										
十七 職員の退職手当の支給に関する規則(昭和51年鳥取県規則第25号)に基づく知事の権限に属する事務	1～12 略										
十八 現業職員就業規則(昭和45年鳥取県規則第67号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略										
十九 現業職員の給与に関する規則(昭和52年鳥取県規則第46号)に基づく知事の権限に属する事務	1～3 略										
二十～二十三 略											
二十四 鳥取	1 略										
二 略											
三 地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく知事の権限に属する事務	1及び2 略 3 次に掲げる者の任免及び給与の決定 (一) 就任について議会の同意によることを必要とする職の職員 (二) (一)に掲げる職員以外の執行機関の委員 (三) 専門委員 (四) 附属機関を組織する委員その他の職員 (1) 政令立案等に係る附属機関で知事が必要と認めるものに係るもの (2) (1)以外のものに係るもの (五) 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員(人事関係事務手続き要領別表第1に掲げる非常勤職員に限る。)に係るもの										
四 職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)に基づく知事の権限に属する事務	1～5 略										
五 略											
六 職員の給与に関する事務	1 略 2 同条例第16条の5の規定による勤続手当の支給総額の決定										
七～十五 略											
十六 知事等の退職手当の支給に関する規則(昭和37年12月鳥取県規則第74号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略										
十七 職員の退職手当の支給に関する規則(昭和51年3月鳥取県規則第25号)に基づく知事の権限に属する事務	1～12 略										
十八 現業職員就業規則(昭和45年7月鳥取県規則第67号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略										
十九 現業職員の給与に関する規則(昭和52年10月鳥取県規則第46号)に基づく知事の権限に属する事務	1～3 略										
二十～二十三 略											
二十四 鳥取	1 略										

					6 同条例第60条の15第2項の規定による通知の受理		○							
					7 同条例第18条の5の規定による報告の受理		○							
					8 同条例第18条の6の規定による通知の受理		○							
					五 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例(平成12年鳥取県条例第61号)に基づく知事の権限に属する事務					1 すべての事務			○	県税事務所長
六 略														
七 略														
市 町 村 振 興 課					一七 略									
					三 低開墾地域工業開発地区における県税の課税の特例に関する条例(昭和49年12月鳥取県条例第35号)に基づく知事の権限に属する事務					1 すべての事務			○	県税事務所長
					四 新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例(昭和41年12月鳥取県条例第35号)に基づく知事の権限に属する事務					1 すべての事務			○	県税事務所長
					五 過疎地域における県税の課税免除に関する条例(昭和45年10月鳥取県条例第49号)に基づく知事の権限に属する事務					1 すべての事務			○	県税事務所長
					六 農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例(昭和47年3月鳥取県条例第3号)に基づく知事の権限に属する事務					1 すべての事務			○	県税事務所長
					七 地方拠点都市地域の拠点地区における県税の不均一課税に関する条例(平成6年3月鳥取県条例第1号)に基づく知事の権限に属する事務					1 すべての事務			○	県税事務所長
					八 輸入促進地域における不動産取得税の不均一課税に関する条例(平成9年10月鳥取県条例第21号)に基づく知事の権限に属する事務					1 すべての事務			○	県税事務所長
					九 略									
					十 略									
市 町 村 振 興 課					一七 略									
八 辺地に係る公共的施設の新築による総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律					1 同法第3条第1項又は第3項の規定による市町村の総合整備に関する財政上の特別措置又は当該市町村に協力して講じよ			○						

省令第11号) に基づき 知事の権限 に属する事 務		族又は指定した者等 を通ずる申請書等提出 申出書の受理									
2	同令第6条第2項 の規定による一般族 券の交付を受ける者 に係る交付時出頭免 除審査の受理							○	○		県民局長
3	略										
四 略											
企画振興課	一 地方財政法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第33条の7第4項の規定による市町村債(過疎地域自立促進特別措置法第12条に規定する地方債及び辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第5条に規定する地方債に限る。)の起債及び起債方法等の変更の許可						○			
	二 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第3項の規定による市町村が総合整備計画を策定する場合に当該市町村に協力して講じようとする措置の計画の決定及び当該計画の総務大臣への提出 2 同法第7条の規定による公的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するための助言又は調査						○			
	三 過疎地域自立促進特別措置法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第1項又は第4項の規定による過疎地域自立促進方針の決定又は内閣総理大臣との事前協議 2 同法第7条第1項の規定による過疎地域自立促進推進計画の決定及び当該計画の内閣総理大臣への提出						○			
交通政策課	一 空港維持管理工事(鳥取空港に係る土木工事をいう。以下「及び二」において同じ。)に係る知事の権限に属する事務	1 空港維持管理工事の執行の決定 (一) 諸良対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事に係るもの (二) 諸良対象設計金額が500万円以上1,000万円未満の工事に係るもの (三) 諸良対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの						○	○		
	2 空港維持管理工事に係る起工の決定 (一) 工事費が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事に係るもの (二) 工事費が1,000万円未満の工事に係るもの									○	鳥取空港管理事務所長
	3 空港維持管理工事に係る設計の変更 (一) 工事費が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事に係るもの (1) 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの									○	鳥取空港管理事務所長

省令第11号) に基づき 知事の権限 に属する事 務		族又は指定した者等 を通ずる申請書等提出 申出書の受理及び 出頭免除									
2	同令第6条第2項 の規定による一般族 券の交付を受ける者 に係る交付時出頭免 除審査の受理							○	○		中部県民局長
3	略										
四 略											
文化振興課	一 鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例(平成5年3月鳥取県条例第2号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による利用の許可 2 同条例第5条の規定による使用料の減免の決定						○	○		
	二 鳥取県立県民文化会館管理規則(平成5年3月鳥取県規則第28号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第8条第2項の規定による入館の拒否及び退去の命令 2 同規則第9条の規定による必要な措置の命令及び必要な指示 3 同規則第10条の規定による利用許可の取消し						○	○		
	三 鳥取県立児童館の設置及び管理に関する条例(平成7年3月鳥取県条例第2号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による利用の許可 2 同条例第4条第2項の規定による入館の拒否及び退去の命令 3 同条例第5条の規定による必要な措置の命令 4 同条例第6条の規定による利用許可の取消し 5 同条例第9条の規定による利用料金の減免の決定							○	○	
交通政策課	一 空港維持管理工事(鳥取空港に係る土木工事をいう。以下「及び二」において同じ。)に係る知事の権限に属する事務	1 空港維持管理工事の執行の決定 (一) 諸良対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事に係るもの (二) 諸良対象設計金額が500万円以上1,000万円未満の工事に係るもの (三) 諸良対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの						○	○		
	2 空港維持管理工事に係る起工の決定 (一) 工事費が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事に係るもの (二) 工事費が1,000万円未満の工事に係るもの									○	鳥取空港管理事務所長
	3 空港維持管理工事に係る設計の変更 (一) 工事費が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事に係るもの (1) 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの									○	鳥取空港管理事務所長